

◆参考資料◆

1 検討の体制と経緯

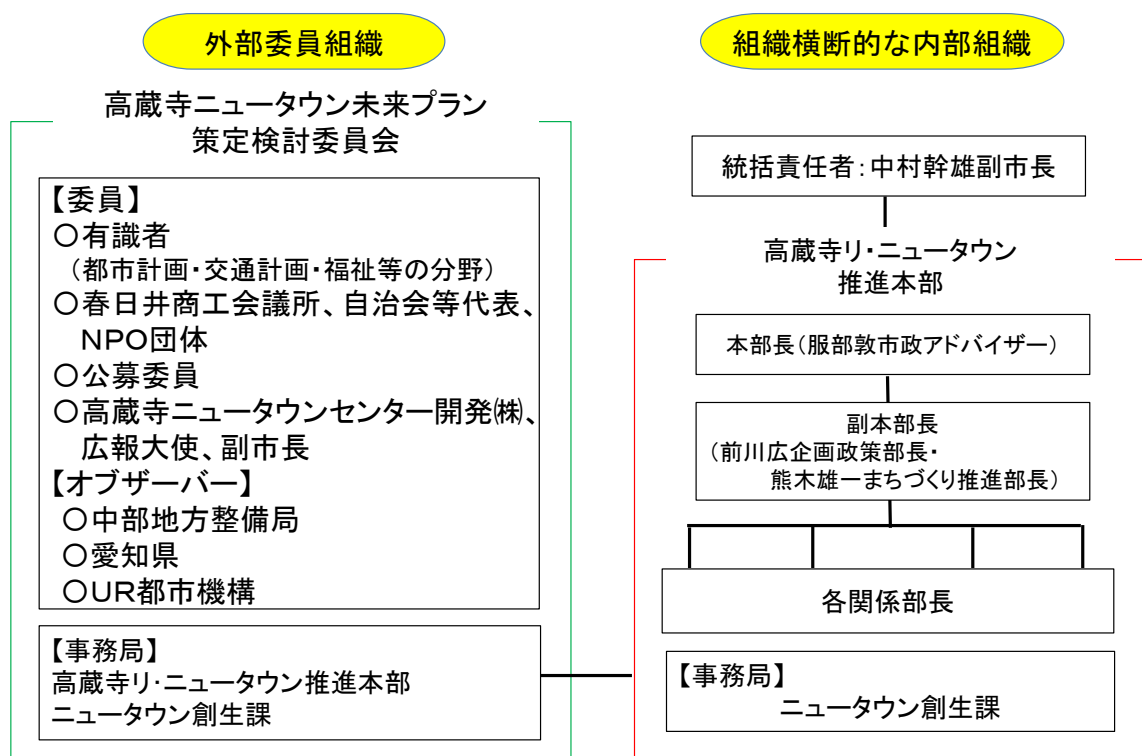
(1) 検討の体制

高蔵寺ニュータウン未来プランの策定にあたり、まちづくりの専門家等の意見や地域住民等の意見を取り入れ、より良い計画とするため、有識者、市民、関係団体等で構成する外部委員組織「高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会（委員長：瀬口哲夫名古屋市立大学名誉教授）」を設置し、未来プランの策定に向けた検討を行った。委員会に専門部会を置き、学識経験者による専門的・技術的な見地からの検討を行った。

また、未来プランの原案の検討及び未来プランに掲げる取組を推進するため、組織横断的な内部組織として「高蔵寺リ・ニュータウン推進本部」を設置するとともに、地域の住民の意見を未来プランに反映させるため、ワークショップや意見交換会を開催した。

(2) 検討体制概要図

外部委員組織である「高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会」と組織横断的な内部組織である「高蔵寺リ・ニュータウン推進本部」の概要は次のとおりである。



(3) 高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 春日井市副市長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要と認めたとき又は市長から要請があったときに、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部ニュータウン創生課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(4) 高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会委員名簿

氏名	肩書
◎○瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
○杉村 公也	中部大学生命健康科学部作業療法学科特任教授
○磯部 友彦	中部大学工学部都市建設工学科教授
○有田 智一	筑波大学システム情報系社会工学域教授
○生田 京子	名城大学理工学部建築学科准教授
高柳 通	春日井商工会議所特別常議員
水谷 芳彦	春日井市区長町内会長連合会副会長
南部 哲男	東部ほっとステーション運営協議会会長
田中 久美子	公募委員
林 正彦	公募委員
岡本 広明	高蔵寺ニュータウンセンター開発(株)代表取締役社長
松村 亜矢子	春日井広報大使
中村 幹雄	春日井市副市長

※◎会長、○専門部会構成員

【オブザーバー】

国土交通省中部地方整備局
愛知県
UR都市機構

(5) 高蔵寺リ・ニュータウン推進本部設置要綱

(設置)

第1条 高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりを進めるため、高蔵寺リ・ニュータウン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高蔵寺ニュータウンの総合的なまちづくりに関すること
- (2) 高蔵寺ニュータウン未来プランの策定及び推進に関すること
- (3) 前2項に掲げるもののほか、高蔵寺ニュータウンに関する重要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長を置き、春日井市市政アドバイザーをもって充てる。
- 3 推進本部に副本部長を置き、企画政策部長及びまちづくり推進部長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 推進本部は、委員の半分以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画政策部ニュータウン創生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月26日から施行する。

別表第1（第3条関係）

春日井市市政アドバイザー

企画政策部長

総務部長

市民生活部長

文化スポーツ部長

健康福祉部長

青少年子ども部長

環境部長

産業部長

まちづくり推進部長

建設部長

上下水道部長

(6) 高蔵寺リ・ニュータウン推進本部員名簿

区分	
本部長	服部敦市政アドバイザー
副本部長	企画政策部長
〃	まちづくり推進部長
委員	総務部長
〃	市民生活部長
〃	文化スポーツ部長
〃	健康福祉部長
〃	青少年子ども部長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	上下水道部長

(7) 検討の経緯

開催日	審議内容等
<u>2015 年</u> 7 月 9 日	第 1 回春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会 ・ 諮問 ・ 高蔵寺ニュータウンの現状と課題について ・ 高蔵寺ニュータウン未来プランの基本構成について ・ 今後の検討スケジュールについて
<u>2015 年</u> 8 月 21 日	第 1 回専門部会 ・ 「(仮称) 高蔵寺リ・ニュータウン計画」 骨子案について
<u>2015 年</u> 9 月 19 日 26 日	高蔵寺ニュータウン未来プランワークショップ (34 名参加)
<u>2015 年</u> 10 月 23 日	第 2 回春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会 ・ 「(仮称) 高蔵寺リ・ニュータウン計画」 骨子案について
<u>2015 年</u> 11 月～12 月	高蔵寺ニュータウン未来プラン意見交換会 (7 か所開催、165 名参加)
<u>2015 年</u> 12 月 6 日	第 2 回専門部会 ・ 「(仮称) 高蔵寺リ・ニュータウン計画」 (案) について
<u>2016 年</u> 1 月 8 日	第 3 回春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会 ・ 「(仮称) 高蔵寺リ・ニュータウン計画」 (案) について
<u>2016 年</u> 1 月 22 日	高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会から市長へ答申
<u>2016 年</u> 2 月 6 日～ 3 月 7 日	市民意見公募 (パブリックコメント)

高蔵寺リ・ニュータウン計画 (案) に対する市民意見公募の結果

募集期間 : 2016 年 2 月 6 日～2016 年 3 月 7 日

募集結果 : 18 名 50 件

(8) ワークショップ開催結果 (かわら版)



高蔵寺ニュータウン未来プラン ワークショップを開催しました！！

市では、高蔵寺ニュータウンが「いつまでも安心して快適に住むことができるまち」であり続けるために、実現性が高いプロジェクトと夢や希望を抱くことができる展望を併せ持つ計画として、高蔵寺ニュータウン未来プラン（仮称 高蔵寺リ・ニュータウン計画）を策定するにあたり、皆様のご意見を「未来プラン策定」に反映させるため、ワークショップを開催しました。高蔵寺ニュータウンに、熱い思いを持った公募の34名の方が集まり、9月19日（土）と9月26日（土）の2日間に渡り、高蔵寺ニュータウンの課題について皆で一緒に考えました。

「買い物・交通」、「駅周辺の賑わい創出」、「空き家活用によるコミュニティの活性化」の3つのテーマごとに分かれて活発な議論を行いました。

ステップ1

最初にそれぞれのグループがテーマについて、その現状の課題を話し合ったあと、課題を解決するための、アイデアを出し合いました。



テーマ (グループ)	買い物・交通	駅周辺の賑わい創出	空き家活用 (1班)	空き家活用 (2班)
グループで出された課題	・ニュータウン内は大きな土地がなく、スーパーができない。 ・ニュータウン内にスーパーが少ない。 ・深夜バスは終電より早く終わってしまう。 ・利用者が減りバスの本数も減ってきている。 ・運賃が高い ・買い物にすべての路線が便利なのではない。 - など	・人が立ち寄る魅力的なお店や施設がない。 ・人々にとって通過駅になってしまっている。 ・駅前広場がバス、タクシー、マイカーで占領されている。 ・送迎車が多く渋滞が多い。 ・南北の通路が暗く、行き来が不便である。 ・駅周辺にコインパーキングが多い。 - など	・日本全国で空き家率の上昇と新設住宅着工件数の減少が見られ、ニュータウンも例外ではない。 ・戸建ての空き家やUR賃貸の空き家の増加 ・雑草や植栽が繁茂している。 ・ニュータウンに住む人と外に住む人とのイメージの違い。 - など	・住民の世代交代がなく、持ち主も手放いため、空き家が増加 ・区画が大きいので空き家を購入しづらい。 ・空き家の増加により、景観が悪化 ・空き家の増加により防犯上のリスクが高まり、住環境の価値が下がり、まちの活力が低下する。 - など

●ワークショップに参加できなかった地域の皆様、ご意見を大募集！！

このかわら版を読んで「私もアイデアや意見がある！」方は、あなたの声をぜひお寄せください。

必ず、お名前とご連絡先（ご住所、お電話番号）を記入いただき、下記へお送りください。

郵送、ファックス、E-mailのほか、直接持参でも結構です。

宛先：春日井市企画政策部ニュータウン創生課（〒486-8686春日井市鳥居松町5-44）

FAX 0568-83-9988 E-mail nt-sosei@city.kasugai.lg.jp

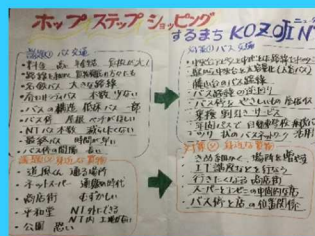
皆さんの声もお寄せください！



ステップ2

グループで出たアイデアを提案としてまとめ、発表に向けた準備を行い、みんなの前で発表しました。

買い物・交通グループの提案

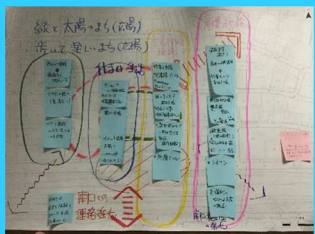


- ★中央台のアピタを中心とした路線にして、高蔵寺ニュータウン内を網羅する。
- ★駅から中央台までは大きなバスで運行する。
- ★乗り換え割引サービスを実施する。
- ★道風くん(移動販売車)を藤山台と石尾台だけでなく他の地区でも実施する。
- ★ネットスーパーを使うためのIT講座を開催する。
- ★コンビニとスーパーの中間のような施設を誘致する。

など



駅周辺の賑わい創出グループの提案



- ★飲食街、スーパー、医療モール、シネコンなどの商業施設を誘致する。
- ★図書室、子育て支援施設など、公共的な施設を整備する。
- ★南口との連絡を強化する。
- ★駅舎の地下にバスロータリーなどを設置し、バスと電車の乗り換えの利便性の向上を図りつつ、空いた駅前広場にシンボルツリーを植えたり、イベント広場として利用できるよう整備する。

など



空き家活用(1班)グループの提案

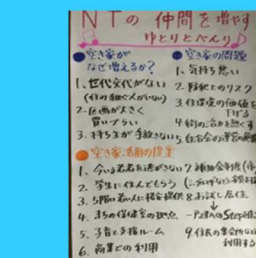


- ★モデル地区を設定し、空き家を地区の拠点として活用する。
- ★空き地、空き家を発展余地として宣伝や売り込みを行う。
- ★賛同者で出資を募り、空き家や空き地を借り、集会や遊び場などに利用する。
- ★空き家バンクのように空き家を一括管理する。
- ★空き地を農地として活用する。
- ★新聞やテレビなどで、自然環境の良さや治安が良いことなどを情報発信し、空き家への居住を促す。
- ★町内会にて街の美化に努める。

など



空き家活用(2班)グループの提案



- ★空き家の多いUR賃貸の5階を学生に格安で貸す。
- ★空き家を街の保健室の拠点として活用する。
- ★空き家の子育て支援室として活用する。
- ★空き家を住民の集会所として活用する。
- ★組織をつくり、空き家の情報収集を行う。
- ★ライフスタイルの提案など、ニュータウン内外への情報発信を行う。
- ★子育て施設や高齢者ケアシステムなど不足するインフラを整備する。

など



今回のワークショップには、多くの方にご参加いただきありがとうございました。白熱した議論、意見交換が行われ、説得力のある提案が多く出されました。今回いただいた提案については、可能な限り、未来プランに反映させて、未来プランをより良いものにしていきたいと思います。



(9) 意見交換会開催結果 (かわら版)



高蔵寺ニュータウン未来プラン意見交換会を開催しました！

春日井市では、高蔵寺ニュータウンが「いつまでも安心して快適に住むことができるまち」であり続けるために、実現性が高いプロジェクトと夢や希望を抱くことができる展望を併せ持つ未来プランの策定を進めています。

このたび、計画の骨組みとなる骨子案について、住民の皆様のご意見等をお聞きするため、11月下旬から12月上旬にかけて、各地区の集会所等7か所で意見交換会を開催し、のべ165名の方にご参加いただきました。皆様からいただいたご意見やご提案の一部をご紹介します。

計画全般に関するもの

- ・若い人を呼び込む現実的なプランを作してほしい。
- ・若者を入居させるには、まちの魅力が必要だと考える。
- ・計画に記載する取組については、出来るだけ早く実現に向け展開してほしい。
- ・高蔵寺ニュータウンは少子化の先進事例であり、改善できれば全国の注目を集められる。
- ・人口減少対策、少子高齢化対策に取り組む点は評価できる。
- ・国、県、UR、中部大などと連携して取組を進めることが大事である。



住環境等に関するもの

- ・若い人が家を建てたくなるような環境の整備を進める必要がある。
- ・公園に高齢者用の健康器具を置いてほしい。
- ・周辺の生活の便を良くするため、大きなスーパーを誘致してほしい。
- ・もっと空き家を活用することを考えるべきである。
- ・企業があると人口定着に結びつくと思うので、企業誘致も重要ではないか。
- ・働く場所が高蔵寺ニュータウンにあれば良いと考える。
- ・URの団地を建替えて、高層住宅を建てれば若者は来ると思う。

情報発信に関するもの

- ・高蔵寺ニュータウンは治安が悪いという誤解があるため、メディアを活用して、悪い印象を払拭すべきである。
- ・若い人が住宅地ブランドとして、良いと思っているものを調査してまちづくりを進めるとともに、情報発信を強化してほしい。



教育・子育て環境等に関するもの

- ・小中高一貫教育の導入や英語教育をメインとしたグローバルな人材を育てる教育を検討してほしい。
- ・若い世帯を呼び込むために保育施設の整備が必要である。
- ・0～3歳児を預かる託児所が必要である。
- ・子育て支援グループの活動の場がなかなか確保できないため、使いやすい活動の場が必要である。
- ・駅前や旧小学校施設を活用して、子育て施設を充実してほしい。

交通等に関するもの

- ・高蔵寺駅にはニュータウンだけでなく、志段味などからも利用者が来るため、利便性の確保と快適さも向上させていく必要がある。
- ・若い人を呼び込むには交通の利便性が良くないとだめだと思う。
- ・交通結節拠点のバスセンターの設置と交通網の再整備が必要である。
- ・アクセスの問題、移動手手段の問題が大きいので力を入れて欲しい。
- ・高齢者ばかりになると利用者が減り、バスの本数も減ってしまうと考える。

その他のご意見

- ・行政にこうしてほしいというお願いばかりでなく、自分達はこうしていきたいということも出して、協働の動きを進めていくべきだと思う。
- ・都市再生整備計画や社会資本整備総合交付金など、国からの補助も有効活用してほしい。

皆様からいただいた貴重なご意見等につきましては、未来プランがより良い計画となるよう、現実を見極めながら計画に反映させていきます。



●意見交換会に参加できなかった地域の皆様、ご意見を大募集！！

このかわら版を読んで「私もアイデアや意見がある！」方は、あなたの声をぜひお寄せください。必ず、お名前とご連絡先(ご住所、お電話番号)を記入いただき、下記へお送りください。

郵送、ファックス、E-mailのほか、直接持参でも結構です。

宛先: 春日井市企画政策部ニュータウン創生課(〒486-8686春日井市鳥居松町5-44)

FAX 0568-83-9988 E-mail nt-osei@city.kasugai.lg.jp

2 計画改定の体制

(1) 計画の改定の体制

有識者等により設置された「高蔵寺リ・ニュータウン推進会議」は、PDCAサイクルにより、本計画に基づくプロジェクト及び施策の実施状況や成果目標の達成状況について評価・検証を行い、適時計画の見直しを行うこととしている。

(2) 春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市附属機関設置条例（平成27年春日井市条例第2号）第4条の規定に基づき、春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 公募による市民
- (4) 春日井市副市長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、まちづくり推進部ニュータウン創生課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会規則の廃止)

2 春日井市高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会規則（平成27年春日井市規則第7号）は、廃止する。

3 一部改定(2019 年(平成 31 年) 3 月)

(1) 一部改定の経緯

2016 年(平成 28 年) 3 月の計画策定から 2 年が経過した 2018 年度(平成 30 年度)に、新たなプロジェクトとして位置付けることが適当な事項等について、春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議において次のとおり計画の部分的な見直し作業を行った。

開催日	審議内容等
<u>2018 年</u> 7 月 27 日	平成 30 年度第 1 回春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議 ・平成 30 年度春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議の進め方について ・高蔵寺リ・ニュータウン計画の見直し(骨子)案について
<u>2018 年</u> 10 月 19 日	平成 30 年度第 2 回春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議 ・高蔵寺リ・ニュータウン計画(一部改定中間案)について ・パブリックコメントの実施について
<u>2018 年</u> 11 月 1 日～ 11 月 30 日	市民意見公募(パブリックコメント)
<u>2019 年</u> 1 月 21 日	平成 30 年度第 3 回春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議 ・高蔵寺リ・ニュータウン計画の見直し(最終案)について

(2) 市民意見公募

高蔵寺リ・ニュータウン計画(一部改定中間案)に対する市民意見公募の結果

募集期間：2018 年 11 月 1 日～2018 年 11 月 30 日

募集結果：4 名 14 件

4 改定(2021年(令和3年)3月)

(1) 計画改定の経緯

計画の中間年度となる2020年度(令和2年度)に、これまでの取組実績及び成果目標達成状況についての評価並びに今後のプロジェクト及び施策の方向性を踏まえて、春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議において次のとおり計画の見直し作業を行った。

開催日	審議内容等
<u>2020年7月27日</u>	<u>令和2年度第1回春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議</u> <u>・高蔵寺リ・ニュータウン計画改定骨子案について</u>
<u>2020年10月23日</u>	<u>令和2年度第2回春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議</u> <u>・高蔵寺ニュータウンに関するアンケート調査結果について</u> <u>・高蔵寺リ・ニュータウン計画改定中間案について</u>
<u>2020年11月20日～</u> <u>12月21日</u>	<u>市民意見公募（パブリックコメント）</u>
<u>2021年1月18日</u>	<u>令和2年度第3回春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進会議</u> <u>・高蔵寺ニュータウンに関するアンケート調査結果について</u> <u>・高蔵寺リ・ニュータウン計画改定最終案について</u>

(2) 市民意見公募

高蔵寺リ・ニュータウン計画（改定中間案）に対する市民意見公募の結果

募集期間：2020年11月20日～2020年12月21日

募集結果：5名 14件

79

[illegible]

高 蔵 寺 リ ・ ニ ュ ー タ ウ ン 計 画 2021－2030

発 行 年 月 2021 年（令和 3 年） 3 月

編 集 ・ 発 行 春日井市高蔵寺リ・ニュータウン推進本部

本部長 服部 敦・中部大学教授（春日井市市政アドバイザー）

事務局 まちづくり推進部ニュータウン創生課

〒486-8686

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

電話 0568-81-5111（代表）

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>